

新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新発田市チャレンジゼロカーボン補助金交付要綱(以下「市交付要綱」という。)

第2条第1項第1号に規定する新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者の登録その他の必要な手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者(以下「登録事業者」という。)とは、次に掲げる再生可能エネルギー・省エネルギー設備等(以下「再エネ・省エネ設備等」という。)の販売、施工等を行う事業者であって、第4条に規定する登録認定を受けたものをいう。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 蓄電池
- (3) 高効率空調機器
- (4) 高効率照明機器
- (5) 地中熱利用設備

2 前項に規定するもののほか、この要領における用語の意義は、市交付要綱において使用する用語の例による。

(登録の申請)

第3条 登録事業者の認定を受けようとする者は、新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者登録申請書(別記第1号様式)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号に掲げるいずれかに該当する中小事業者と認めるときは、登録事業者として認定し、新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者登録通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- (1) 市内に本社又は事業所等を有し、新発田市脱炭素社会推進パートナーシップに参加していること。
- (2) 新潟県内に本社又は事業所等を有し、新発田市脱炭素社会推進パートナーシップに参加し、かつ、再エネ・省エネ設備等の販売、施工の全部又は一部を市内に本社又は事業所等がある事業者へ委託等を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録事業者の認定を行わない。

- (1) 暴力団(新発田市暴力団排除条例(平成24年新発田市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (2) 第8条の規定により登録事業者の認定を取り消され、又は電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号。次条において「電気工事業法」という。)その他の関係法令

に違反し、処分等を受けた者であって、その処分等の日から2年を経過しないものと認められるとき。

(3) 市税の滞納がある者と認められるとき。

(4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(登録事業者の責務)

第5条 登録事業者は、電気工事業法その他の関係法令を遵守し、再エネ・省エネ設備等の設置に係る業務を適切に行わなければならない。

2 登録事業者は、市交付要綱に基づく補助金に係る再エネ・省エネ設備等の相談、見積書の作成及び当該補助金の申請又は実績報告の作成等の支援の依頼があった場合は、誠意をもってこれに対応しなければならない。

3 前項に規定する場合において、見積り、現地調査、技術的な問合せへの対応及び補助金の申請又は実績報告の作成支援は、無料としなければならない。

4 登録事業者は、設置した再エネ・省エネ設備等の処分の相談があった場合は、登録事業者が自ら処分し、又は処分に関連する事業者等を紹介するなど、誠意をもってこれに対応しなければならない。

5 前項に規定する場合において、登録事業者が自ら太陽光発電設備を処分する場合は、環境省の定める「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」を厳守しなければならない。

(登録事項の変更)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたときは、新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者登録事項変更届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第7条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者登録廃止届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 再エネ・省エネ設備等に係る事業を行わなくなったとき。

(2) 第4条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(3) 登録を辞退しようとするとき。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録事業者が前条第1号若しくは第2号に該当すると認めるとき、又は不正の手段により登録を受けたと認めるときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録事業者の登録を取り消したときは、市長は、新発田市チャレンジゼロカーボン支援事業者登録取消通知書（別記第5号様式）により当該登録事業者に通知するものとする。

(登録事業者の公表)

第9条 市長は、あらゆる機会を捉え、登録事業者の情報を広く周知するとともに、市ホームページで公表するものとする。

(免責)

第10条 市長は、登録事業者が行う取引、契約等は一切関与しないものとし、市交付要綱に基づく補助金に関し、個人、事業者等との間で生じたトラブル、損害等について、いかなる責任も負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。